

社会福祉法人ひとは福社会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひとは福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用)

第3条 理事会及び評議委員会において生じる費用は、領収証等による確認がとれるものについて支払うこととする。役員、役員等が出張する場合は、交通費（車代含む）などの旅費を別に定める旅費規程において支払う場合がある。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。